

第1章 あっせん・仲裁

第1節 あっせん

1 趣旨

委員会のあっせんは、事業者等の間に紛争が生じた場合において、委員会が指名するあっせん委員が両当事者の間に入り、必要に応じあっせん案を提示する等両当事者の合意の成立に向けて協力することにより、紛争の迅速な解決を図る制度である。

あっせんは、当事者が互いに譲歩することが期待できるような紛争をその対象とするものであり、裁判や後述する仲裁よりも簡易な手続により行われる。

あっせん委員が提示することができるあっせん案は、その受諾を当事者に強いるものではないが、あっせんの手続を経た上で当事者の合意が成立した場合には、民法（明治29年法律第89号）上の和解が成立したこととなる。

2 対象となる紛争

(1) 電気通信事業法関係

ア 電気通信事業者間の協定・契約に関する紛争

(イ) 電気通信設備の接続、電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用又は卸電気通信役務の提供に関する協定・契約に関する紛争

これらの協定・契約に関する紛争については、以下の場合に、あっせんを申請することができる（事業法第154条第1項（事業法第156条第1項及び第2項で準用。))。

対象となる協定・契約	紛争の内容
① 電気通信設備の接続に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じないとき¹。 ・協議を開始したものの協議が調わないとき²。 ・当事者が取得・負担すべき金額、接続・共用・提供の条件、その他協定又は契約の細目について、当事者間の協議が調わないとき³。
② 電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	
③ 卸電気通信役務の提供に関する契約	

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後又は総務大臣に対して協議命令の申立て若しくは裁定の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（事業法第154条第1項ただし書（事業法第156条第1項及び第2項で準用。）。）。

(イ) 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約に関する紛争

電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約として電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号。以下「事業法施行令」という。）第10条及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。）第54条の2で規定するものに関する紛争については、以下の場合に、あっせんを申請することができる（事業法第157条第1項）。

対象となる協定・契約	紛争の内容
① 接続に必要な電気通信設備の設置・保守に関する協定・契約 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"> ・接続のための伝送路の設置・保守契約 ・コロケーション設備の設置・保守契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他協定又は契約の細目について当事者間の協議が調わないとき。
② 接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用に関する協定・契約 【具体例】	

¹ 「締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じないとき」とは、協定等を締結することについて、一方当事者が協議を申し入れたものの、相手方が全くその協議に応じない場合をいう。

² 「協議を開始したものの協議が調わないとき」とは、協定等を締結することについて、その協議を開始したものの、協定等の締結自体について協議が調わない場合をいう。

³ 「協定又は契約の細目について当事者間の協議が調わないとき」とは、当事者間において協定等を締結すること自体は合意しているが、その細目について協議が調わない場合をいう。

<ul style="list-style-type: none"> ・局舎、管路、とう道の利用契約 ・遠隔収容装置（R T）設置施設の利用契約
<p>③ 接続に必要な情報の提供に関する協定・契約</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝送路設備の設置場所・仕様・空き状況の提供契約 ・局舎の設置場所・空き状況の提供契約 ・接続料、工事費等の負担額及び算定根拠の提供契約
<p>④ 電気通信役務の提供に関する業務の委託に関する協定・契約</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料金請求や料金回収に関する委託契約 ・各種販売や注文取次に関する委託契約
<p>⑤ 電気通信役務の円滑な提供の確保のための設備の利用又は運用に関する協定・契約</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者情報の取扱いに関して用いられる設備（データベースなど）の利用又は運用契約 ・自家発電設備・空調設備の利用契約 ・クロージャの利用契約 ・専用役務の提供に当たって用いられる設備の利用契約 ・電気通信業務用無線局の無線設備（フェムトセルなど）の利用又は運用契約

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（事業法第157条第1項ただし書）。

イ 電気通信事業者と事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者との間の契約に関する紛争

電気通信事業者と事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業（以下「第3号事業」という。）を営む者との間における、第3号事業を営む者が当該第3号事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約に係る紛争については、以下の場合に、あっせんを申請することができる（事業法第157条の2第1項）。

対象となる契約	紛争の内容
○ 第3号事業を営む者が当該第3号事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	・当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他契約の細目について当事者間の協議が調わないとき。

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（事業法第157条の2第1項ただし書）。

なお、第3号事業とは、「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業」のことであり、例えば、電気通信回線設備を設置せずに、配信サーバのみを設置して、動画、音楽、ゲーム等のコンテンツを提供する事業（いわゆるコンテンツ配信事業）などが該当する。

（2）放送法関係

放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならないとされている（放送法第11条）。

有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（登録一般放送事業者については、指定再放送事業者⁴に限る。）（以下「ケーブルテレビ事業者等」という。）が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の地上基幹放送を受信して再放送を行う場合には、当該基幹放送事業者の同意が必要である。

この再放送の同意に関する紛争については、以下の場合に、当事者（ケーブルテレビ事業者等又は基幹放送事業者）はあっせんを申請することができる（放送法第142条第1項）。

対象となる同意	紛争の内容
○ ケーブルテレビ事業者等が地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の地上基幹放送を受信して行う再放送に係る同意	・ ケーブルテレビ事業者等が協議を申し入れたにもかかわらず、基幹放送事業者がその協議に応じないとき。 ・ 協議は開始したものの協議が調わないとき。

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後又はケーブルテレビ事業者等が総務大臣に対して裁定の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（放送法第142条第1項ただし書）。

⁴ 放送法第140条第1項の規定により、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者のこと。

(3) 電波法関係

ア 無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約に関する紛争

免許等⁵を受けて無線局を開設しようとする者又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は当該無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等⁶と締結する、妨害を防止するために必要な措置に関する契約に係る紛争については、以下の場合に、あっせんを申請することができる（電波法第27条の38第1項）。

対象となる契約	紛争の内容
○ 無線局の開設又は当該無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	・ 無線局の開設又は変更をしようとする者が協議を申し入れたにもかかわらず、相手方である他の無線局の免許人等が協議に応じないとき。 ・ 協議を開始したものの協議が調わないとき。

また、あっせんを申請するには、無線局に係る業務、変更に係る無線局に関する事項が、以下のとおりである必要がある。

(ア) 無線局に係る業務

両当事者の無線局が、次の①から⑦までのいずれかの業務を行うことを目的とする無線局であること（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第20条の2）。

- ① 電気通信業務
- ② 放送の業務
- ③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
（例：地方公共団体の防災行政事務等）
- ④ 電気事業に係る電気の供給の業務
- ⑤ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- ⑥ ガス事業に係るガスの供給の業務
- ⑦ MCA陸上移動通信（アナログ、デジタル）を行う無線局を使用する業務

⁵ 免許又は電波法第27条の21第1項の登録をいう。

⁶ 免許人又は電波法第27条の26第1項の登録人をいう。

(イ) 変更に係る無線局に関する事項

免許等を受けた無線局に関する事項を変更しようとする者と、当該無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等との間の紛争である場合は、次の①から⑪までのいずれかの事項の変更であること（電波法施行規則第20条の3）。

- ① 通信の相手方
- ② 通信事項
- ③ 無線設備の設置場所（包括登録に係る登録局にあつては、無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲））
- ④ 無線設備
- ⑤ 放送事項
- ⑥ 放送区域
- ⑦ 識別信号
- ⑧ 電波の型式
- ⑨ 周波数
- ⑩ 空中線電力
- ⑪ 運用許容時間

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（電波法第27条の38第1項ただし書）。

イ 終了促進措置に関する契約に関する紛争

新たに周波数の割当てを受けた認定開設者と、周波数を現に使用している無線局の免許人等間で締結する、認定計画に係る終了促進措置に関する契約に係る紛争については、以下の場合に、あっせんを申請することができる（電波法第27条の38第2項）。

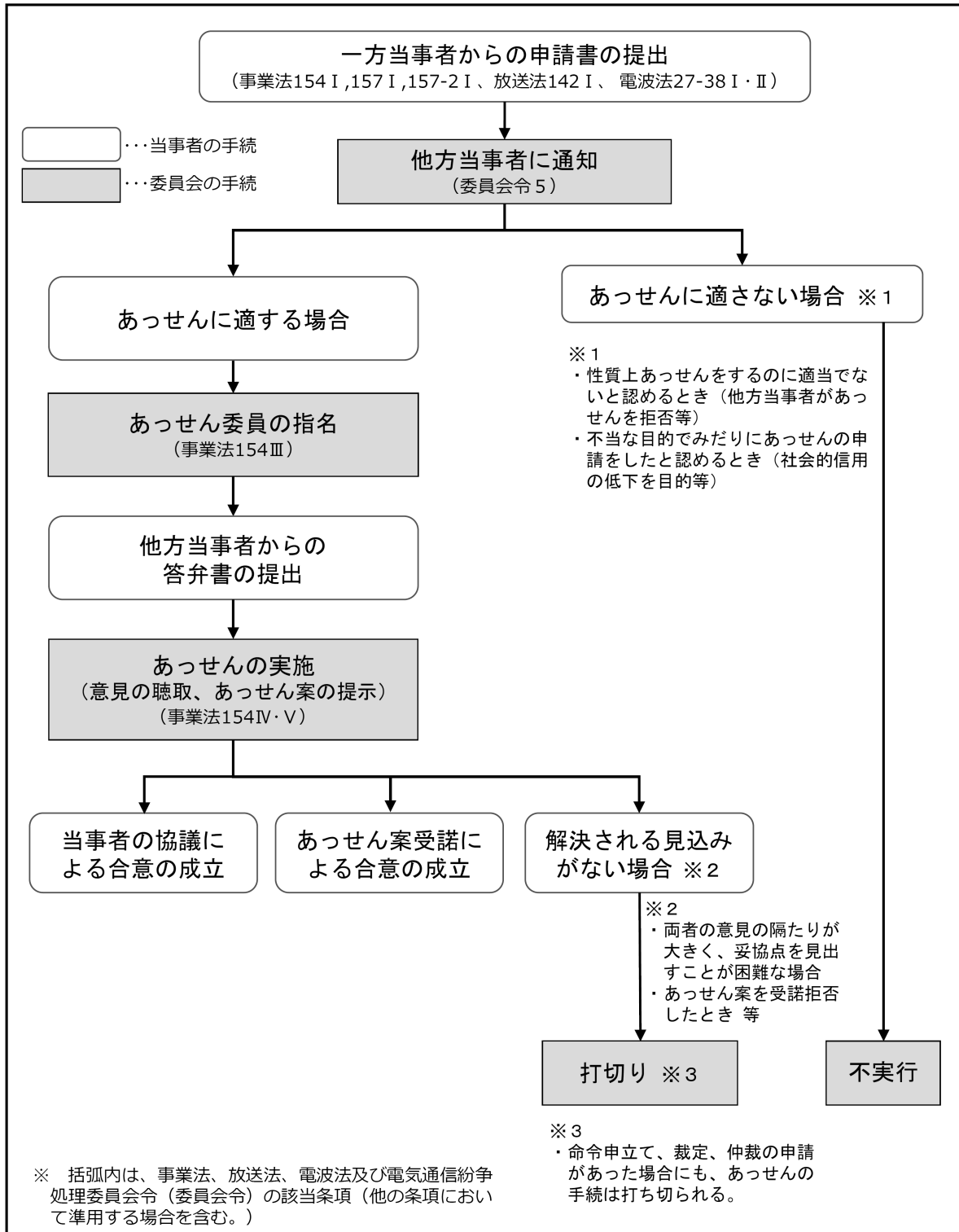
対象となる契約	紛争の内容
○ 終了促進措置に関する契約	<ul style="list-style-type: none">・当該認定計画に係る終了促進措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、相手方である無線局の免許人等が協議に応じないとき。・協議を開始したものの協議が調わないとき。

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後は、あっせんを申請することはできない（電波法第27条の38第2項ただし書）。

3 手続

あっせんの手続の概要は、図表2のとおりである。

図表2 あっせんの手続の概要



(1) あっせんの申請

ア 申請書の提出

あっせんを申請しようとする者は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号。以下「手続規則」という。）第4条第1項、第2項及び第3項）。

また、証拠となるものがある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない（手続規則第4条第4項）。

提出に当たっては、申請書類を電子ファイルとして添付の上、電子メールにより行うことができる（電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領（令和4年3月22日電気通信紛争処理委員会決定第2号。以下「オンライン実施要領」という。）Ⅱ）。

申請書の様式は、申請について定める法律の別に、それぞれ図表3、図表5及び図表7のとおりであり、申請書の記載における留意点は、それぞれ図表4、図表6及び図表8のとおりである。

なお、手数料は無料である。

イ 申請の窓口

委員会に対するあっせんの申請は、総務大臣を経由して行わなければならない（事業法第158条、放送法第142条第5項及び電波法第27条の38第6項）。

具体的な申請書の提出先は、事業法及び電波法関係の申請にあつては総務省総合通信基盤局総務課、放送法関係の申請にあつては総務省情報流通行政局総務課となっている。

あっせんの申請は、このほか、申請しようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる（手続規則第6条）。

この場合の具体的な申請書の提出先は、総合通信局については、事業法関係の申請にあつては情報通信部電気通信事業課、放送法関係の申請にあつては有線放送課（有線放送課がない総合通信局にあつては放送課）、電波法関係の申請にあつては総務部総務課となっており、沖縄総合通信事務所については、事業法関係の申請にあつては情報通信課電気通信事業担当、放送法関係の申請にあつては情報通信課放送担当、電波法関係の申請にあつては総務課総務担当となっている。

図表3 あっせん申請書（電気通信事業法関係）

様式第1(第4条第1項関係)

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号(申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

(協定又は契約(注1))に関する協議が 不調 のため、電気通信事業法(関連条項(注1)) 不能

の規定により、次のとおりあっせんに申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
あっせんに求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協 定 又 は 契 約	関 連 条 項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第1項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表4 あっせん申請書の記載における留意点（電気通信事業法関係）

あっせん申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇

登録年月日及び登録番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日 第××号

連絡先 〇〇企画部
電話番号

(協定又は契約(注1))に関する協議が不調のため、電気通信事業法(関連条項(注1))の規定により、次のとおりあっせんに申請します。

当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
あっせんに求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

次の区分により、該当する協定又は契約、電気通信事業法の関連条項を記載して下さい。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第1項

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番です。

登録事業者は登録年月日及び登録番号を、届出事業者は届出年月日及び届出番号を記載して下さい。
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者(登録又は届出を要しない者)であるときは、記載不要です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

相手方が協議に応じないときには「不能」と、協議に応ずるもののその協議が調わないときには「不調」と記載して下さい。

両当事者の氏名、住所を記載して下さい。

それぞれ別紙とすることもできます。

図表5 あっせん申請書（放送法関係）

様式第3(第4条第3項関係)

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

放送法第142条第1項に規定する同意に関する協議が 不 調 のため、同項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所及び放送事業者の種別(注1)	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 放送事業者の種別は、基幹放送事業者(放送法第2条第23号の基幹放送事業者をいう。様式第6において同じ。)、指定再放送事業者(放送法第140条第2項の指定再放送事業者をいう。様式第6において同じ。)又は届出一般放送事業者(放送法第133条第1項の届出をした者をいう。様式第6において同じ。)のいずれかを記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表6 あっせん申請書の記載における留意点（放送法関係）

あっせん申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇

連 絡 先 〇〇企画部
電話番号

放送法第142条第1項に規定する同意に関する協議が不調のため、同項の規定により、次のとおりあっせんに申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別	
あっせんに求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

相手方が協議に応じないときには「不能」と、協議に応ずるもののその協議が調わないときには「不調」と記載して下さい。

両当事者の氏名、住所、放送事業者の種別（基幹放送事業者、指定再放送事業者、届出一般事業者のいずれか）について記載して下さい。有線テレビジョン放送法に基づき施設の許可を受け、業務の届出を行った事業者のうち新放送法の登録一般放送事業者に該当する事業者は、指定再放送事業者とみなされておりますので「指定再放送事業者」と記載して下さい。

それぞれ別紙とすることもできます。再放送(再送信)同意申込書がある場合は、参考資料として添付して下さい。

図表7 あっせん申請書（電波法関係）

様式第2（第4条第2項関係）

あ っ せ ん 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（契約（注1））に関する協議が 不 調 不 能 のため、電波法（関連条項（注1））の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する契約及び電波法の関連条項を記載すること。

契 約	関 連 条 項
無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	第27条の38第1項
終了促進措置に関する契約	第27条の38第2項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表8 あっせん申請書の記載における留意点（電波法関係）

あっせん申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇

連 絡 先 〇〇企画部
電話番号

（契約（注1））に関する協議が不調のため、電波法（関連条項（注1））の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
あっせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

次の区分により、該当する契約及び電波法の関連条項を記載してください。

契 約	関 連 条 項
無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	第27条の38第1項
終了促進措置に関する契約	第27条の38第2項

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

相手方が協議に応じないときには「不能」と、協議に応ずるもののその協議が調わないときには「不調」と記載して下さい。

両当事者の氏名、住所を記載して下さい。

それぞれ別紙とすることもできます。

(2) あっせんをしない場合

以下の場合には、委員会はあっせんをしないものとされており、その場合、委員会は当事者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する（事業法第154条第2項（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の38第3項で準用。）、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号。以下「委員会令」という。）第6条前段、手続規則第1条第1項）。当該書面には、理由を附するものとしている（電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号。以下「運営規程」という。）第4条）。

- ① 事件がその性質上あっせんをするのに適当でないと委員会が認める場合（例えば、当事者の一方があっせんを拒否するなどあっせんの手続を進めることができないことが明らかな場合、当事者間の対立が激しく、当事者の互譲による妥協の余地が全くないことが明らかな場合等）
- ② 当事者が不当な目的でみだりにあっせんの申請をしたと委員会が認める場合（例えば、あっせんの申請が、紛争の解決を求める形式をとってはいるが、実質的には嫌がらせ、相手の社会的信用の低下、契約の締結の引き延ばし等を目的にしていることが明らかな場合等）

(3) あっせんの申請がなされたときの相手方への通知

あっせんの申請がなされたときは、委員会は、その写しを添えて、その相手方に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する（委員会令第5条、手続規則第1条第1項）。

委員会は、この通知をするときは、相当の期間を指定して適宜の様式により答弁書を提出すべき旨の指示をすることができる（運営規程第4条の2）。

(4) あっせん委員の指名

委員会は、あらかじめ指定する委員及び特別委員のうちから、事件ごとに、あっせんを行うあっせん委員を指名する（事業法第154条第3項（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の38第3項で準用。）、委員会令第1条第1項）。

委員会は、委員又は特別委員のうち、事件の当事者たる法人の役員であるとき等事件の当事者との特別な関係⁷にある者をおっせん委員に指名しない（運営規程第

⁷ あっせん委員の欠格事由（運営規程第3条第1項）

① 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員

3条第1項)。

また、委員会は、既にあっせん委員の指名をされた委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあることが判明したときは、速やかに当該指名を解除する(運営規程第3条第2項)。

なお、委員及び特別委員は、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない(運営規程第3条の2)。

あっせん委員は、1人の場合も複数の場合もあり得る。複数のあっせん委員が指名された場合は、あっせんの審理の指揮を行う者を、あっせん委員の互選により選任する(運営規程第4条の3)。

あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるよう努める(事業法第154条第4項(事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の38第3項で準用。))。

(5) 意見の聴取

あっせん委員は、両当事者から意見を聴取し、又は両当事者に対し報告を求めることができる(事業法第154条第5項(事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の38第3項で準用。))。

(6) 代理人及び補佐人の参加

当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。代理人の権限は、書面で証明しなければならない。また、当事者又は代理人は、あっせん委員の許可を得て、補佐人(当事者又は代理人の意見の陳述などを補助する者)とともに出頭することができる(運営規程第3条の3)。

であるとき。

- ② 委員又は特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社(当事者を除く。)の役員の子親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。
- ③ 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
- ④ ①から③までに掲げる場合のほか、委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあるとき。

(7) 手続の分離又は併合

あっせん委員は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、あっせんの手続を分離し、又は併合することができる（運営規程第3条の4）。

(8) あっせん手続の非公開

あっせん委員の行うあっせんの手続は、非公開とする（委員会令第13条）。ただし、あっせん委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる（同条ただし書）。

あっせんの手続においてあっせん委員又は委員会の事務局（以下「委員会事務局」という。）が作成し、又は取得した資料は、非公開とする（運営規程第19条第1項）。

ただし、委員会は、次のいずれかの場合には、当該資料を委員会事務局において一般の閲覧に供することができる（運営規程第19条第2項）。

- ① あっせんの当事者がその公開を承諾する場合
- ② その公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公開を適当と認める場合

(9) あっせん案の提示

あっせん委員は、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができる（事業法第154条第5項（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項並びに電波法第27条の38第3項で準用。))）。

あっせん案の提示は必ず行われるものではなく、また、これに応ずるか否かについては、両当事者の任意である。

(10) あっせんの終了・打切り

両当事者間において合意が成立した場合には、民法上の和解が成立したこととなり、権利関係が確定し（民法第695条、第696条）、あっせんは終了する。

当事者間に合意が成立する見込みがなくなったとあっせん委員が認める場合のほか、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした場合又は総務大臣に対して協議命令の申立て若しくは裁定の申請をした場合においては、あっせんは打ち切られる（事業法第154条第6項（事業法第156条第1項及び第2項並びに第157条の2第2項、放送法第142条第2項及び電波法第27条の38第3項で準用。))）。

委員会は、あっせんを打ち切ったときは、当事者に対し、遅滞なく、その旨を書

面により通知する（委員会令第6条後段、手続規則第1条第1項）。当該書面には、理由を附することとしている（運営規程第4条）。

(11) あっせん手続に関する事実の公表

委員会は、あっせんの申請の受理及び手続の終結の年月日（手続を行わない場合には、手続を行わないことが確定した年月日）を公表することができる（運営規程第20条第1項）。

委員会は、次のいずれかの場合には、事件の性質を勘案し、処理の終結後の適当な時点において、あっせんの手続に関する主な経過、当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称）、当事者の主な主張及び結果の概要を公表することができる（運営規程第20条第2項及び第3項）。

- ① あっせんの当事者がその公表を承諾する場合
- ② その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合

第2節 仲裁

1 趣旨

委員会の仲裁は、事業者等の間に紛争が生じた場合において、当事者が、委員会が指名する仲裁委員が行う仲裁判断に服することに合意して行われる紛争解決の制度である。

仲裁判断には、確定判決と同一の効力が発生し、当事者は、仲裁判断に不満があっても、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできない。

また、仲裁判断が命ずる給付は、執行決定により強制執行の対象となるものである。このため、仲裁については、あっせんと異なって厳格な手続がとられる。

2 対象となる紛争

(1) 電気通信事業法関係

ア 電気通信事業者間の協定・契約に関する紛争

(ア) 電気通信設備の接続、電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用又は卸電気通信役務の提供に関する協定・契約に関する紛争

これらの協定・契約に関する紛争については、以下の場合に、仲裁を申請することができる（事業法第155条第1項（事業法第156条第1項及び第2項で準用。）。）。

対象となる協定・契約	紛争の内容
①電気通信設備の接続に関する協定	・当事者が取得・負担すべき金額、接続・共用・提供の条件、その他協定又は契約の細目について、当事者間の協議が調わないとき。
②電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	
③卸電気通信役務の提供に関する契約	

ただし、当事者が総務大臣に対して協議命令の申立て又は裁定の申請をした後は、仲裁を申請することはできない（事業法第155条第1項ただし書（事業法第156条第1項及び第2項で準用。）。）。

あっせんとは異なり、これらの協定・契約について、「締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じないとき」及び「協議を開始したものの協議が調わないとき」は、委員会の仲裁の対象とはならない。

なお、申請に先立ってあっせんの手続がとられている必要はない（この点は、委員会に対する仲裁申請すべてについて同様。）。

(イ) 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約に関する紛争

電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約として事業法施行令第10条及び事業法施行規則第54条の2で規定するものに関する紛争については、以下の場合に、仲裁を申請することができる（事業法第157条第3項）。

対象となる協定・契約	紛争の内容
① 接続に必要な電気通信設備の設置・保守に関する協定・契約 【具体例】 ・接続のための伝送路の設置・保守契約 ・コロケーション設備の設置・保守契約	・当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他協定又は契約の細目について当事者間の協議が調わないとき。
② 接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用に関する協定・契約 【具体例】 ・局舎、管路、とう道の利用契約 ・遠隔収容装置（R T）設置施設の利用契約	
③ 接続に必要な情報の提供に関する協定・契約 【具体例】 ・伝送路設備の設置場所・仕様・空き状況の提供契約 ・局舎の設置場所・空き状況の提供契約 ・接続料、工事費等の負担額及び算定根拠の提供契約	
④ 電気通信役務の提供に関する業務の委託に関する協定・契約 【具体例】 ・料金請求や料金回収に関する委託契約 ・各種販売や注文取次に関する委託契約	
⑤ 電気通信役務の円滑な提供の確保のための設備の利用又は運用に関する協定・契約 【具体例】 ・利用者情報の取扱いに関して用いられる設備（データ	

ベースなど)の利用又は運用契約 ・自家発電設備・空調設備の利用契約 ・クロージャの利用契約 ・専用役務の提供に当たって用いられる設備の利用契約 ・電気通信業務用無線局の無線設備(フェムトセルなど) の利用又は運用契約	
---	--

あっせんと同様、これらの協定・契約については、「当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他協定又は契約の細目について当事者間の協議が調わないとき」に、委員会の仲裁の対象となる。

イ 電気通信事業者と第3号事業を営む者との間の契約に関する紛争

電気通信事業者と第3号事業を営む者との間における、第3号事業を営む者が当該第3号事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約に係る紛争については、以下の場合に、仲裁を申請することができる(事業法第157条の2第3項)。

対象となる契約	紛争の内容
○ 第3号事業を営む者が当該第3号事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	・当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他契約の細目について当事者間の協議が調わないとき。

あっせんと同様、この契約については、「当事者が取得・負担すべき金額、条件、その他契約の細目について当事者間の協議が調わないとき」に、委員会の仲裁の対象となる。

(2) 放送法関係

放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならないとされている(放送法第11条)。

ケーブルテレビ事業者等が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の地上基幹放送を受信して再放送を行う場合には、当該基幹放送事業者の同意が必要である。

この再放送の同意に関する紛争については、以下の場合に、当事者(ケーブルテレビ事業者等及び基幹放送事業者)の双方は仲裁を申請することができる(放送法第142条第3項)。

対象となる同意	紛争の内容
○ ケーブルテレビ事業者等が地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の地上基幹放送を受信して行う再放送に係る同意	・ 協議を開始したものの協議が調わないとき。

ただし、ケーブルテレビ事業者等が総務大臣に対して裁定の申請をした後は、当事者は仲裁を申請することはできない（放送法第142条第3項ただし書）。

あっせんとは異なり、基幹放送事業者の同意について、「ケーブルテレビ事業者等が協議を申し入れたにもかかわらず、基幹放送事業者がその協議に応じないとき」は、委員会の仲裁の対象とはならない。

（3）電波法関係

ア 無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約に関する紛争

免許等を受けて無線局を開設しようとする者又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は当該無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等と締結する、妨害を防止するために必要な措置に関する契約に係る紛争については、以下の場合に、仲裁を申請することができる（電波法第27条の38第4項）。

対象となる契約	紛争の内容
○ 無線局の開設又は当該無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	・ 協議を開始したものの協議が調わないとき。

あっせんとは異なり、この契約について、「無線局の開設又は変更をしようとする者が協議を申し入れたにもかかわらず、相手方である他の無線局の免許人等が協議に応じないとき」は、委員会の仲裁の対象とはならない。

また、仲裁を申請するには、無線局に係る業務、変更に係る無線局に関する事項が、以下のとおりである必要がある。

(ア) 無線局に係る業務

両当事者の無線局が、次の①から⑦までのいずれかの業務を行うことを目的とする無線局であること（電波法施行規則第20条の2）。

- ① 電気通信業務
- ② 放送の業務
- ③ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
（例：地方公共団体の防災行政事務等）
- ④ 電気事業に係る電気の供給の業務
- ⑤ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- ⑥ ガス事業に係るガスの供給の業務
- ⑦ MCA陸上移動通信（アナログ、デジタル）を行う無線局を使用する業務

(イ) 変更に係る無線局に関する事項

免許等を受けた無線局に関する事項を変更しようとする者と、当該無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等との間の紛争である場合は、次の①から⑪までのいずれかの事項の変更であること（電波法施行規則第20条の3）。

- ① 通信の相手方
- ② 通信事項
- ③ 無線設備の設置場所（包括登録に係る登録局にあつては、無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲））
- ④ 無線設備
- ⑤ 放送事項
- ⑥ 放送区域
- ⑦ 識別信号
- ⑧ 電波の型式
- ⑨ 周波数
- ⑩ 空中線電力
- ⑪ 運用許容時間

イ 終了促進措置に関する契約に関する紛争

新たに周波数の割当てを受けた認定開設者と、周波数を現に使用している無線局の免許人等との間で締結する、認定計画に係る終了促進措置に関する契約に係る

紛争については、以下の場合に、仲裁を申請することができる（電波法第27条の38第4項）。

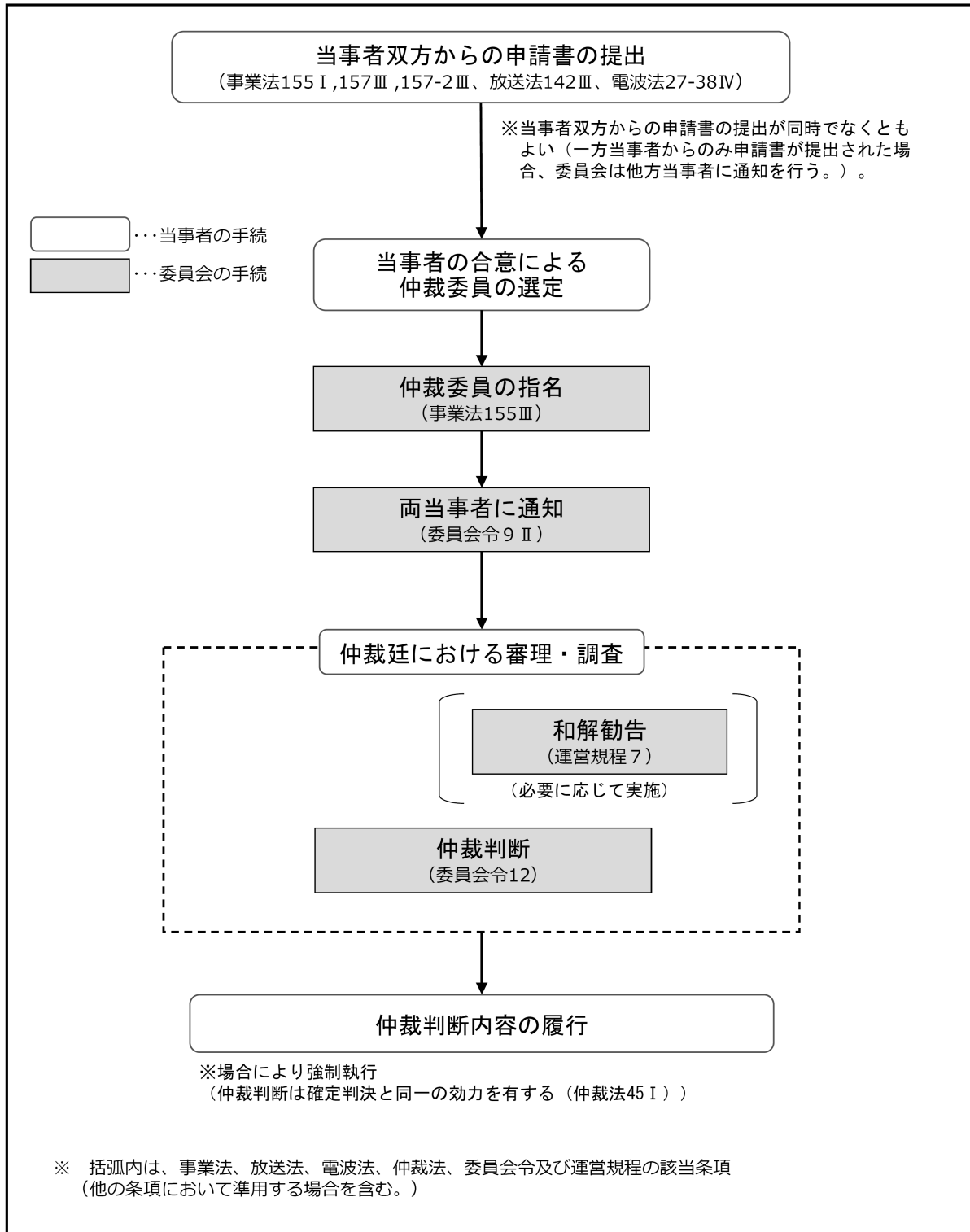
対象となる契約	紛争の内容
○ 終了促進措置に関する契約	・ 協議を開始したものの協議が調わないとき。

あっせんとは異なり、この契約について、「当該認定計画に係る終了促進措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、相手方である無線局の免許人等が協議に応じないとき」は、委員会の仲裁の対象とはならない。

3 手続

仲裁の手続の概要は、図表9のとおりである。

図表9 仲裁の手続の概要



(1) 仲裁の申請

ア 申請者

仲裁の申請は、当事者の双方が行うこととされている（事業法第155条第1項（事業法第156条第1項及び第2項で準用。）、第157条第3項及び第157条の2第3項、放送法第142条第3項並びに電波法第27条の38第4項）が、具体的な申請の仕方には、当事者の双方が同時に申請する場合のほか、当事者の一方のみが先に申請し、他方の当事者は後に申請する場合もある。

イ 申請書の提出

仲裁の申請をしようとする者は、申請書に仲裁判断を求める事項（結論として、どのような仲裁判断を求めるか。）等の必要事項を記載して、これを提出しなければならない（手続規則第5条第1項、第2項及び第3項）。

また、証拠となるものがある場合や仲裁合意を証する書面がある場合においては、それを申請書に添えて提出しなければならない（手続規則第5条第4項及び第5項）。

提出に当たっては、申請書類を電子ファイルとして添付の上、電子メールにより行うことができる（電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領（令和4年3月22日電気通信紛争処理委員会決定第2号。以下「オンライン実施要領」という。）Ⅱ）。

申請書の様式は、申請について定める法律の別に、それぞれ図表10、図表12及び図表14のとおりであり、申請書の記載における留意点は、それぞれ図表11、図表13及び図表15のとおりである。

なお、手数料は無料である。

ウ 申請の窓口

委員会に対する仲裁の申請は、総務大臣を経由して行わなければならない（事業法第158条、放送法第142条第5項及び電波法第27条の38第6項）。

具体的な申請書の提出先は、事業法及び電波法関係の申請にあつては総務省総合通信基盤局総務課、放送法関係の申請にあつては総務省情報流通行政局総務課となっている。

仲裁の申請は、このほか、申請しようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる（手続規則第6条）。

この場合の具体的な申請書の提出先は、総合通信局については、事業法関係の申請にあつては情報通信部電気通信事業課、放送法関係の申請にあつては有線放送課（有線放送課がない総合通信局にあつては放送課）、電波法関係の申請にあつては総務部総務課となっており、沖縄総合通信事務所については、事業法関係の

申請にあつては情報通信課電気通信事業担当、放送法関係の申請にあつては情報通信課放送担当、電波法関係の申請にあつては総務課総務担当となっている。

エ 当事者の一方のみから申請がなされた場合の措置

当事者の一方のみから仲裁の申請がなされたときは、委員会は、他方の当事者に対し、仲裁の申請があつた旨の通知を行う。

委員会は、この通知をするとき（当事者間に、紛争が生じた場合に委員会の仲裁に付する旨の合意がある場合を除く。）は、その相手方に対し、相当の期間を指定して、当該申請に係る事件を仲裁に付することについて同意するかどうかを書面で回答すべきことを求めることができる（電気通信紛争処理委員会仲裁準則（平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号。以下「仲裁準則」という。）⁸第8条の2）。

当事者の一方から仲裁の申請がなされた場合において、他方の当事者が当該申請に係る事件を仲裁に付することに同意して仲裁の申請をするときは、当該他方の当事者は、申請書に、一方当事者が仲裁判断を求めた事項に対する自らの答弁等の必要事項を記載して、これを提出しなければならない（手続規則第5条第1項、第2項及び第3項）。

当該他方の当事者が当該事件を仲裁に付することに同意しないときは、委員会に対し、適宜の様式により、その旨の通知をする。

この場合には、仲裁手続は行われない。

⁸ 仲裁準則は、当事者間で別段の合意がない場合に限り、適用する（仲裁準則第1条）。

図表 10 仲裁申請書（電気通信事業法関係）

仲 裁 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
（申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。）

連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約（注1））に関する協議が不調のため、電気通信事業法（関連条項（注1））の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項（注2）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第3項

2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表 1 1 仲裁申請書の記載における留意点（電気通信事業法関係）

仲裁申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇

登録年月日及び登録番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日 第××号

連絡先 〇〇企画部
電話番号

（協定又は契約（注1））に関する協議が不調のため、電気通信事業法（関連条項（注1））の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番です。

登録事業者は登録年月日及び登録番号を、届出事業者は届出年月日及び届出番号を記載して下さい。電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者（登録又は届出を要しない者）であるときは、記載不要です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

両当事者の氏名、住所を記載して下さい。

協議の相手方当事者が当該協議に関し、既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知を委員会から受けて申請する場合は、当該協議の相手方当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載して下さい。別紙とすることもできます。

それぞれ別紙とすることもできます。

次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載して下さい。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第3項

図表 1 2 仲裁申請書（放送法関係）

仲 裁 申 請 書

年 月 日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

放送法第142条第1項に規定する同意に関する協議が不調のため、同条第3項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別 （注1）	
仲裁判断を求める事項（注2）	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 放送事業者の種別は、基幹放送事業者、指定再放送事業者又は届出一般放送事業者のいずれかを記載すること。

2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行つており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあつた場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表 1 3 仲裁申請書の記載における留意点（放送法関係）

仲裁申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇

連絡先 〇〇企画部

電話番号

放送法第 142 条第 1 項に規定する同意に関する協議が不調のため、同条第 3 項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及び放送事業者の種別	
仲裁判断を求める事項	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

両当事者の氏名、住所、放送事業者の種別（基幹放送事業者、指定再放送事業者、届出一般事業者のいずれか）について記載して下さい。有線テレビジョン放送法に基づき施設の許可を受け、業務の届出を行った事業者のうち新放送法の登録一般放送事業者に該当する事業者は、指定再放送事業者とみなされておりますので「指定再放送事業者」と記載して下さい。

協議の相手方当事者が当該協議に関し、既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知を委員会から受けて申請する場合は、当該協議の相手方当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載して下さい。別紙とすることもできます。

それぞれ別紙とすることもできます。再放送(再送信)同意申込書がある場合は、参考資料として添付して下さい。

図表 1 4 仲裁申請書（電波法関係）

仲 裁 申 請 書	
年 月 日	
電気通信紛争処理委員会委員長 殿	
郵便番号 (ふりがな)	
住 所 (ふりがな)	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)	
連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)	
(契約 (注 1)) に関する協議が不調のため、電波法第 27 条の 38 第 4 項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。	
当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
仲裁判断を求める事項 (注 1)	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	
注 1 次の区分により、該当する契約を記載すること。	
契 約	
無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	
終了促進措置に関する契約	
2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。	
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。	

図表 1 5 仲裁申請書の記載における留意点（電波法関係）

仲裁申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所 東京都〇〇区××町△-△-△
(ふりがな)

氏 名 株式会社 〇〇ネットワーク
代表取締役社長 〇〇 〇〇

連 絡 先 〇〇企画部

電話番号

(契約 (注1)) に関する協議が不調のため、電波法第 27 条の 38 第 4 項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
仲裁判断を求める事項	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

契 約

無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	
終了促進措置に関する契約	

用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番です。

連絡のとれる担当部署名、担当者名、メールアドレス、電話番号等を記載して下さい。

両当事者の氏名、住所を記載して下さい。

協議の相手方当事者が当該協議に関し、既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知を委員会から受けて申請する場合は、当該協議の相手方当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載して下さい。別紙とすることもできます。

それぞれ別紙とすることもできます。

次の区分により、該当する契約及び電波法の関連条項を記載して下さい。

(2) 仲裁手続の開始

仲裁手続は、一方の当事者が他方の当事者に対し書面をもって特定の紛争を仲裁手続に付する旨の通知をした日又は一方の当事者の申請を受けて委員会が他方の当事者に仲裁の申請があった旨の通知をした日のうち最も早い日に開始する（仲裁準則第8条）。

仲裁手続における請求は、仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときを除き、時効の完成猶予及び更新の効力を生ずる（仲裁法(平成15年法律第138号)第29条第2項）。

(3) 仲裁委員の指名

委員会は、あらかじめ指定する委員及び特別委員のうちから、事件ごとに、仲裁を行う3人の仲裁委員を指名する（事業法第155条第2項及び第3項（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第4項並びに第157条の2第4項、放送法第142条第4項並びに電波法第27条の38第5項で準用。）、委員会令第1条第1項）。

指名の手続は、次のとおりである。

ア 名簿の写しの送付

委員会は、あらかじめ指定した委員及び特別委員の氏名及び職業、経歴並びに任命及び任期満了の年月日を記載する名簿（以下単に「名簿」という。）の写しを両当事者に送付する（委員会令第8条第1項、手続規則第2条）。

イ 公正性等に疑いを生じさせる事実の開示

委員会は、仲裁の申請がなされた場合において、あらかじめ指定した委員及び特別委員について当該申請に係る事件に関し公正性又は独立性に疑いを生じさせる事実があるときは、その事実を当事者に対して開示する（運営規程第4条の4第1項）。この開示は、名簿の写しを送付する際に行うほか、仲裁委員について該当する事実の存在が判明したときに速やかに行う（同条第2項）。

なお、委員及び特別委員は、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情がある場合には、事件の担当を回避すべき旨を委員会に申し出なければならない（運営規程第3条の2）。

ウ 当事者の合意による選定に基づく仲裁委員の指名

当事者は、名簿に記載された委員及び特別委員のうちから仲裁委員となるべき者を合意によって選定する（事業法第155条第3項（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第4項並びに第157条の2第4項、放送法第142条第4項並びに電波法第27条の38第5項で準用。）。）。

当事者の双方が共同に選定する場合には共同で選定した者について、各当事者が別々に選定する場合には各々が選定した者のうち一致したものについて、それぞれ合意があったと解される。ただし、3人を超える者について合意があった場合については、全体として無効となる。

当事者が合意により仲裁委員となるべき者の選定をしたときは、書面により、その者の氏名を名簿の写しの送付を受けた日から2週間以内に委員会に対し通知しなければならない（委員会令第8条第2項）。この通知が期間内になかったときは、当事者の合意による選定がなされなかったものとみなされる（同条第3項）。

委員会は、当事者が合意により選定した者につき、仲裁委員に指名する（事業法第155条第3項（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第4項並びに第157条の2第4項、放送法第142条第4項並びに電波法第27条の38第5項で準用。）。）。

エ 当事者の合意による選定がなされない場合における仲裁委員の指名

当事者の合意による仲裁委員となるべき者の選定がなされない場合には、委員会は、独自に、名簿に記載された委員及び特別委員のうちから、事件の性質、当事者の意思等を勘案して、仲裁委員を指名する（事業法第155条第3項ただし書（事業法第156条第1項及び第2項、第157条第4項並びに第157条の2第4項、放送法第142条第4項並びに電波法第27条の38第5項で準用。）、委員会令第9条第2項）。

この場合において、各当事者は、仲裁委員に指名されることが適当でないと認める委員及び特別委員があるときは、名簿の写しの送付を受けた日から2週間以内に限り、委員会に対し、書面により、その者の氏名を通知することができる（委員会令第9条第1項、手続規則第1条第1項）。この通知には、仲裁委員に指名されることが適当でないとする理由を付さなければならない（手続規則第1条第2項）。委員会は、仲裁委員の指名に当たっては、必要に応じてこの通知の内容を勘案するが、これに拘束されるものではない。

委員会は、委員又は特別委員のうち、事件の当事者たる法人の役員である

とき等事件の当事者と特別な関係⁹にある者を仲裁委員に指名しない（運営規程第3条第1項）。

また、委員会は、既に仲裁委員の指名をされた委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあることが判明したときは、速やかに当該指名を解除する（運営規程第3条第2項）。

オ 仲裁委員の指名の通知

委員会は、仲裁委員を指名したときは、当事者に対し、遅滞なく、その氏名を書面により通知する（委員会令第9条第2項、手続規則第1条第1項）。

カ 仲裁委員が欠けた場合の措置

委員会は、仲裁委員が死亡、罷免、辞任その他の理由により欠けた場合においては、当事者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知する（委員会令第10条第1項、手続規則第1条第1項）。

仲裁委員が欠けた場合における後任の仲裁委員の指名の手続も、アからオまでのとおりである（委員会令第10条第2項）。

（4）仲裁廷の議事

委員会は、仲裁委員の中から仲裁廷（3人の仲裁委員の合議体をいう。以下同じ。）の長を指名する（仲裁準則第17条第1項）。仲裁廷の長は、仲裁の審理の指揮を行う（仲裁準則第17条第2項）。

仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁委員の過半数で決する（仲裁準則第17条第3項）。ただし、仲裁手続における手続上の事項は、仲裁廷の長が決することができる（仲裁準則第17条第4項）。

⁹ 仲裁委員の欠格事由（運営規程第3条第1項）

- ① 委員若しくは特別委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員であるとき。
- ② 委員又は特別委員が事件の当事者、当事者の子会社、当事者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当事者を除く。）の役員の子親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき。
- ③ 委員又は特別委員が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。
- ④ ①から③までに掲げる場合のほか、委員又は特別委員が事件の当事者と特別な関係にあるとき。

(5) 代理人及び補佐人の参加

当事者は、弁護士、弁護士法人又は委員会の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。代理人の権限は、書面で証明しなければならない。また、当事者又は代理人は、仲裁廷の許可を得て、補佐人（当事者又は代理人の意見の陳述などを補助する者）とともに出頭することができる（運営規程第3条の3）。

(6) 仲裁委員の忌避

当事者は、仲裁委員に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁委員を忌避することができる（仲裁法第18条第1項）。

- ① 当事者の合意により定められた仲裁委員の要件を具備しないとき。
- ② 仲裁委員の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。

ただし、仲裁委員を選定し、又は当該仲裁委員の指名について推薦その他これに類する関与をした当事者は、当該選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、当該仲裁委員を忌避することができる（仲裁法第18条第2項）。

仲裁委員の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う（仲裁準則第3条第1項）。仲裁委員の忌避の申立ては、仲裁委員の指名があったことを知った日から15日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出することにより行わなければならない（仲裁準則第3条第2項）。

仲裁廷は、申立てに係る仲裁委員に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をする（仲裁準則第3条第2項）。

仲裁委員の忌避を理由がないとする決定がされた場合には、その忌避をした当事者は、当該決定の通知を受けた日から30日以内に、裁判所に対し、当該仲裁委員の忌避の申立てをすることができる（仲裁法第19条第4項前段）。この場合において、裁判所は、当該仲裁委員に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない（同項後段）。ただし、仲裁廷は、当該申立てに係る事件が裁判所に係属する間においても、仲裁手続を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができる（同条第5項）。

(7) 仲裁委員の解任の申立て

当事者は、以下の場合に、裁判所に対し、仲裁委員の解任の申立てをすることができる。この場合において、裁判所は、当該仲裁委員にその申立てに係る事由があると認めるときは、当該仲裁委員を解任する決定をしなければならない（仲裁法第20条）。

- ① 仲裁委員が法律上又は事実上その任務を遂行することができなくなったとき。
- ② 仲裁委員がその任務の遂行を不当に遅滞させたとき。

(8) 手続の分離又は併合

仲裁廷は、適当と認めるときは、当事者全員の合意を得て、仲裁手続を分離し、又は併合することができる（運営規程第3条の4）。

(9) 仲裁廷の仲裁権限の有無についての判断

仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限（仲裁手続における審理及び仲裁判断を行う権限をいう。）の有無についての判断を示すことができる（仲裁法第23条第1項）。

仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が仲裁手続の進行中に生じた場合にあつてはその後速やかに、その他の場合にあつては本案についての最初の主張書面の提出の時（口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。）までに、しなければならない（仲裁法第23条第2項本文）。ただし、仲裁権限を有しない旨の主張の遅延について正当な理由があると仲裁廷が認めるときは、この限りでない（同項ただし書）。

仲裁廷は、適法な主張があつたときは、自己が仲裁権限を有する旨の判断を示す場合にあつては仲裁判断前の独立の決定又は仲裁判断により、自己が仲裁権限を有しない旨の判断を示す場合にあつては仲裁手続の終了決定を行うことにより、当該主張に対する判断を示す（仲裁法第23条第4項）。

仲裁廷が仲裁判断前の独立の決定により仲裁権限を有する旨の判断を示したときは、当事者は、当該決定の通知を受けた日から30日以内に、裁判所に対し、当該仲裁廷が仲裁権限を有するかどうかについての判断を求める申立てをすることができる（仲裁法第23条第5項前段）。この場合において、当該申立

てに係る事件が裁判所に係属する場合であっても、当該仲裁廷は、仲裁手続を続行し、かつ、仲裁判断をすることができる（同項後段）。

(10) 暫定措置又は保全措置

仲裁廷は、当事者の一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる（仲裁準則第4条第1項）。仲裁廷は、この暫定措置又は保全措置を講ずるについて、相当な担保を提供することを命ずることができる（同条第2項）。

(11) 審理・調査

ア 審理

(ア) 当事者の平等待遇

仲裁手続においては、当事者は、平等に取り扱われ、事案について説明する十分な機会が与えられる（仲裁法第25条第1項及び第2項）。

(イ) 仲裁手続の方法

仲裁廷は、仲裁準則に反しない限り、適当と認める方法によって仲裁手続を実施することができる（仲裁準則第5条前段）。

(ウ) 異議権の放棄

仲裁手続においては、当事者は、委員会の行う仲裁手続に適用される法令、委員会による決定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則（いずれも公の秩序に関しないものに限る。）が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく異議を述べないときは、異議を述べる権利を放棄したものとみなす（仲裁準則第6条）。

(エ) 仲裁地

仲裁地は、東京都とする（仲裁準則第7条第1項）。

ただし、以下については、仲裁廷が適当と認めるいかなる場所においても行うことができる（同条第2項）。

① 仲裁廷の評議

② 当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取

③ 物又は文書の見分

④ ②及び③のほか、事実関係につき行う調査

(オ) 言語

仲裁手続のうち、口頭によるもの、当事者が行う書面による陳述又は通知及び仲裁廷が行う書面による決定（仲裁判断を含む。）又は通知においては、日本語を使用する（仲裁準則第9条）。仲裁廷は、すべての証拠書類について、日本語による翻訳文を添付することを命ずることができる（仲裁法第30条第4項）。

(カ) 当事者の陳述

仲裁廷は、すべての当事者に対し、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命ずることができる（仲裁準則第10条第1項前段）。この場合において、当事者は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる（同項後段）。

また、代理人がいる場合には、代理人に質問することがある。

すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる（仲裁準則第10条第2項前段）。ただし、これが時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる（同項後段）。

(キ) 口頭審理

仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる（仲裁準則第11条本文）。仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、口頭審理を実施する（同条ただし書）。意見の聴取又は物若しくは文書の見分を行うために口頭審理を行うときは、仲裁廷は、当該口頭審理の期日までに相当な期間において、当事者に対し、当該口頭審理の日時及び場所を通知する（仲裁法第32条第3項）。

イ 証拠の扱い

(ア) 証拠に関する判断の権限

仲裁廷は、証拠に関し、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をする権限を有する（仲裁準則第5条後段）。

(イ) 仲裁廷に提供した記録の取扱い

当事者は、主張書面、証拠書類その他の記録を仲裁廷に提供したときは、他の当事者がその内容を知ることができるように措置しなければならない（仲裁法第32条第4項）。

(ウ) 証拠資料の閲覧

仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき証拠資料の内容を、当事者が委員会事務局において閲覧できるようにする（運営規程第8条の2）。当事者は、この閲覧により知り得た相手方当事者の秘密を漏らしてはならない（仲裁準則第12条）。

(エ) 不熱心な当事者がいる場合の取扱い

仲裁廷は、一方の当事者が、正当な理由なく口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までには収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる（仲裁準則第13条第1項）。

ウ 事実関係の調査

(ア) 文書及び物件の提出

仲裁委員は、必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件を提出させることができる（委員会令第11条）。

(イ) 不熱心な当事者がいる場合の取扱い

仲裁廷は、(ア)の申出を行った当事者の相手方の当事者が、正当な理由なく当該申出に係る文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する当該申出を行った当事者の主張を真実と認めることができる（仲裁準則第13条第2項）。

(ウ) 仲裁廷による鑑定人の選任等

仲裁廷は、1人又は2人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果を報告させることができる（仲裁準則第14条第1項）。この場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる（同条第2項）。

- ① 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。
- ② 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。

当事者の求めがあるとき又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、上記報告をした後、口頭審理の期日に出頭しなければならない（仲裁準則第14条第3項）。

当事者は、この口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができる（仲裁準則第14条第4項）。

- ① 鑑定人に質問をすること。
- ② 自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について陳述をさせること。

(エ) 裁判所により実施する証拠調べ

仲裁廷又は当事者は、裁判所に対し、調査の囑託、証人尋問、鑑定、書証（当事者が文書を提出してするものを除く。）及び検証（当事者が検証の目的を提示してするものを除く。）であって仲裁廷が必要と認めるものの実施を求める申立てをすることができる（仲裁準則第15条）。当事者がこの申立てをするには、仲裁廷の同意を得なければならない（仲裁法第35条第2項）。

この申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる（仲裁法第35条第4項）。

申立てにより裁判所が証拠調べを実施するに当たり、仲裁委員は、文書を読み、検証の目的を検証し、又は裁判長の許可を得て証人若しくは鑑定人に対して質問をすることができる（仲裁法第35条第5項）。

(12) 仲裁手続の非公開

仲裁委員の行う仲裁手続は、非公開とする（委員会令第13条本文）。ただし、仲裁委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる（同条ただし書）。

仲裁手続において仲裁委員又は委員会事務局が作成し、又は取得した資料は、非公開とする（運営規程第19条第1項）。

ただし、委員会は、次のいずれかの場合には、当該資料を委員会事務局において一般の閲覧に供することができる（運営規程第19条第2項）。

- ① 仲裁の当事者がその公開を承諾する場合
- ② その公開が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が

公開を適当と認める場合

(13) 和解

仲裁廷（仲裁廷が必要があると認めるときは、仲裁廷が選任した1人又は2人の仲裁委員）は、当事者双方の書面による承諾がある場合には、仲裁手続のいかなる段階であっても、仲裁を求める事項の全部又は一部について、当事者に対し和解の勧告を行うことができる（運営規程第7条、仲裁準則第18条）。

仲裁廷は、仲裁手続中に仲裁を求める事項の全部又は一部について当事者が和解し、かつ、当事者双方の申立てがあったときは、その和解の内容を仲裁判断とすることができる（運営規程第8条第2項）。

(14) 仲裁判断

ア 仲裁判断の実施

仲裁委員は、仲裁判断をするための審尋その他必要な調査を終了したときは、速やかに、仲裁判断をする（委員会令第12条）。

イ 仲裁判断において準拠すべき法

仲裁廷は、仲裁手続に付された紛争に最も密接な関係がある法令であって事件に直接適用されるべきものを適用する（仲裁準則第16条）。ただし、仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあるときは、衡平と善により判断する（仲裁法第36条第3項）。

仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に係る契約があるときはこれに定められたところに従って判断し、当該民事上の紛争に適用することができる慣習があるときはこれを考慮する（仲裁法第36条第4項）。

ウ 仲裁判断書の記載事項

仲裁判断に当たっては、次の①から⑥までの事項を仲裁判断書に記載し、仲裁委員がこれに署名する（仲裁法第39条第1項、運営規程第8条第1項本文）。ただし、④及び⑤については、当事者がこの記載を要しない旨を特に合意している場合及び当事者間で仲裁を求める事項の全部又は一部について当事者が和解し、かつ、当事者双方の申立てがあった場合には、記載されない（運

当規程第8条第1項ただし書及び同条第2項)。

- ① 当事者の氏名(当事者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名)及び住所
- ② 代理人があるときは、その氏名及び住所
- ③ 主文
- ④ 事実
- ⑤ 理由
- ⑥ 仲裁判断の年月日及び仲裁地

エ 仲裁判断の通知

仲裁廷は、仲裁判断がされたときは、仲裁委員の署名のある仲裁判断書の写しを送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知する(仲裁法第39条第5項)。

オ 仲裁判断の効力

仲裁判断は、その内容が公の秩序又は善良の風俗に反する等の場合を除き、確定判決と同一の効力を有する(仲裁法第45条第1項及び第2項)。

仲裁判断が命ずる給付については、確定した執行決定(仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。)を得ることにより強制執行の対象となる(仲裁法第46条第1項、民事執行法(昭和54年法律第4号)第22条第6号の2)。

(15) 仲裁手続の終了

仲裁手続は、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があったときに、終了する(仲裁法第40条第1項)。

仲裁廷は、次の①から⑥までのいずれかの事由がある場合には、仲裁判断を行うことなく仲裁手続の終了決定をする(仲裁法第40条第2項)。

- ① 自己が仲裁権限を有しない旨の判断を示すとき。
- ② 当事者のうち先に申請を行った者が、仲裁廷に、仲裁申請書に記載した事項に加えて、自己の主張、主張の根拠となる事実及び紛争の要点を、仲裁廷が定めた期間内に陳述することを命じられたにもかかわらず、正当な理由なくこれに従わなかったとき。

- ③ 当事者のうち先に申請を行った者が申請を取り下げたとき（他方の当事者が取下げに異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争の解決について当該他方の当事者が正当な利益を有すると仲裁廷が認めるときを除く。）。
- ④ 当事者の双方が仲裁手続を終了させる旨の合意をしたとき。
- ⑤ 当事者間に和解が成立したとき（和解の内容を仲裁判断とするときを除く。）。
- ⑥ ①から⑤までに掲げる場合のほか、仲裁廷が、仲裁手続を続行する必要がなく、又は仲裁手続を続行することが不可能であると認めたとき。

仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了する（仲裁法第40条第3項本文）。

(16) 仲裁手続終了後の手続

仲裁手続の終了後も、仲裁廷は、仲裁判断の訂正、仲裁判断の解釈、追加仲裁判断をすることができる（仲裁法第40条第3項ただし書）。

ア 仲裁判断の訂正

仲裁廷は、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から30日以内に行う申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りを訂正することができる（仲裁法第41条第1項、仲裁準則第19条）。

当事者は、仲裁判断の訂正の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の当事者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発しなければならない（仲裁法第41条第3項）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、当該申立ての日から30日以内（必要に応じて延長する。）に、仲裁判断の訂正の決定又は当該申立てを却下する決定をする（仲裁法第41条第4項及び第5項）。

イ 仲裁判断の解釈

仲裁廷は、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から30日以内に行う申立てにより、仲裁判断の特定部分の解釈をする（仲裁準則第20条）。

当事者は、仲裁判断の解釈の申立てをするときは、あらかじめ、又は同

時に、他の当事者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発しななければならない（仲裁法第42条第3項において準用する同法第41条第3項）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、当該申立ての日から30日以内（必要に応じて延長する。）に、仲裁判断の解釈の決定又は当該申立てを却下する決定をする（仲裁法第42条第3項において準用する同法第41条第4項及び第5項）。

ウ 追加仲裁判断

仲裁廷は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、当事者が仲裁判断の通知を受けた日から30日以内に行う申立てにより、追加仲裁判断をする（仲裁準則第21条）。

当事者は、追加仲裁判断の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の当事者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発しななければならない（仲裁法第43条第1項において準用する同法第41条第3項）。

当事者からの申立てがあった場合には、仲裁廷は、当該申立ての日から60日以内（必要に応じて延長する。）に、追加仲裁判断の決定又は当該申立てを却下する決定をする（仲裁法第43条第2項、同項において準用する同法第41条第5項）。

(17) 仲裁手続に関する事実の公表

委員会は、仲裁の申請の受理及び手続の終結の年月日（手続を行わない場合には、手続を行わないことが確定した年月日）を公表する（運営規程第20条第1項）。

また、委員会は、次のいずれかの場合には、事件の性質を勘案し、処理の終結後の適当な時点において、仲裁手続に関する主な経過、当事者の氏名（当事者が法人であるときは、その名称）、当事者の主な主張及び結果の概要を公表することができる（運営規程第20条）。

- ① 仲裁の当事者がその公表を承諾する場合
- ② その公表が委員会の運営又は紛争の公正かつ円滑な解決の妨げになるものではなく、当事者の事業運営に支障をもたらさないものとして、委員会が公表を適当と認める場合